

事 務 連 絡
令 和 6 年 1 月 5 日

各都道府県公益法人行政担当課 御中

内閣府大臣官房公益法人行政担当室

令和6年能登半島地震に伴う対応について

令和6年能登半島地震（以下「本地震」という。）において被災された皆様方に心から御見舞いを申し上げます。

本地震の発生に際し、被災者支援や復旧復興のための活動（以下「支援活動等」という。）を実施している又は実施しようとする公益法人の、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第4条に規定する公益認定（以下「公益認定」という。）、第11条に規定する変更の認定（以下「変更認定」という。）及び第13条に規定する変更の届出（以下「変更届出」という。）の取扱いについては、下記のとおりとします。

支援活動等は、公益の原点であり、かつ、機を逸することなく迅速に始めることが最優先と考えられ、下記のいずれも支援活動等が速やかに行われるようにするための整理ですので、貴課におかれましては、その趣旨を踏まえ、適切に対応されるとともに所管の公益法人等に広く周知されるようお願いいたします。

記

1. 既に公益目的事業に支援活動等が含まれている公益法人が本地震に関する支援活動等を行おうとする場合
→ 変更認定の申請又は変更届出（以下「変更認定等」という。）は不要
2. 現時点では公益目的事業に支援活動等が含まれていない公益法人の場合
行政庁においては、公益法人から本地震に関する支援活動等を行いたいとの相談があった場合には、法人が行おうとする支援活動等が当該法人の既存の公益目的事業で読み込めないか柔軟に検討する。
 - (1) 既存の公益目的事業と位置付けることができる場合
→ 変更認定等は不要（既存の公益目的事業の一環として実施するとの整理）
 - (2) 支援活動等に係る経費を公益目的事業財産以外から支出する場合
→ 変更認定等は不要（公益目的事業外で実施するとの整理）
 - (3) 本地震に関連した支援活動等であり、寄附、助成、ボランティア活動など対価を伴わ

ない不特定かつ多数の者に対する活動の経費として公益目的事業財産を使用する場合
→ 事後の変更届出（公益目的事業の追加（軽微な変更）との整理）

※ 本地震に関連する無償の支援活動等は、公益目的事業に該当する蓋然性が高く、また、機を逸することなく迅速に始めていただくことが最優先と考えられることから。

（４）費用に相当する対価収入を得る事業を行おうとする場合や、継続的に寄附の募集活動を展開するなどして本地震に限らず広く支援活動等の事業を行おうとする場合（一般法人が新規の公益認定を受ける場合を含む。）

→ 変更認定の申請が必要

行政庁は、当該申請があった場合には、標準処理期間にかかわらず可能な限り優先的かつ迅速に審査する。また、上記の趣旨を踏まえ、本地震に関連する支援活動等については、変更認定前に事業に着手して差し支えない。

3. 上記1及び2のいずれの場合についても、支援活動等の実績等を事業報告等に記載するよう求め、行政庁において、当該支援活動等が適切に行われていることを確認することとする。

4. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)における公益目的支出計画の変更の認可の申請及び変更の届出についても、上記1及び2と同様の取扱いとする。

以上